

「不正行為に準ずる行為」の具体的内容については次のとおりです。

(1) 第1類型（研修・技能実習計画との相違）

研修及び技能実習に係る提出書類の内容と相違する研修・技能実習が実施されている場合で、かつ、その程度が軽微なものです。

例えば、研修実施場所が提出された研修計画と相違していた場合です。

(2) 第2類型（研修生の所定時間外作業）

研修生に所定時間外、休日等に作業を行わせていたが、その時間数や作業の内容が、本来の研修の実施を阻害したと認めるまでは至らないような場合です。

例えば、所定時間外作業を行っていたものの、短期間、短時間に留まる場合です。

(3) 第3類型（権利侵害）

研修生や技能実習生の権利・利益を侵害する行為があったものの、既に改善されていたり、速やかな改善が見込まれる場合です。

(4) 第4類型（失踪者の多発）

直近の失踪者の発生の前1年間に受け入れた研修生・技能実習生が50人以上の機関については、10%以上の研修生・技能実習生が失踪した場合です。

前1年間に受け入れた研修生・技能実習生が50人未満である機関については、5人以上の研修生・技能実習生が失踪した場合、あるいは5人未満の失踪者であっても、その失踪者数が受け入れた研修生・技能実習生の4分の1を超えていた場合のいずれかです。

例えば、研修生・技能実習生を併せて50名受け入れていた機関から、1年間に5名が失踪した場合や、研修生・技能実習生を併せて10名受け入れていた機関から3名が失踪した場合です。

なお、失踪者が発生したことについて、受入れ機関の責に帰すべき事情がない場合は、この類型に該当しません。

(5) 第5類型（監理責任等）

研修生を受け入れている第二次受入れ機関が「不正行為」に認定された場合、研修事業の実施主体である第一次受入れ機関の監理責任を問うこととし、「不正行為に準ずる行為」に認定します。

また、第一次受入れ機関が「不正行為」を行ったときは、その「不正行為」に関し第二次受入れ機関自体の帰責性がある場合に、当該第二次受入れ機関を「不正行為に準ずる行為」に認定します。

## 第6 J I T C Oの活用

J I T C Oは、平成3年9月、研修生の受入れ施策を積極的に支援することを目的として、経済界の協力を得て、法務省、外務省、通商産業（現経済産業）省、労働（現厚生労働）省の各省共管（平成4年に建設（現国土交通）省が加わる。）により設立され、研修生の入国・在留手続に関する助言、援助等のほか、技能実習制度の実施に関しては、技能実習移行のための移行表明の受付、研修成果の評価、技能実習状況の把握、指導等を行い、研修及び技能実習制度の中核的機関として機能しています。

受入れ機関等においては、J I T C Oの持つ研修及び技能実習に関する知識等を活かし、受入れ、研修及び技能実習の実施について相談をし、未然に問題を防ぐよう努めることが望まれます。